

令和 8 年度 愛宕山笠沙の御碕公園実証実験イベント補助事業
(愛宕山笠沙の御碕公園活性化補助金)

募 集 要 項

1. 補助事業の目的

延岡市は、愛宕山笠沙の御碕公園(以下「公園」という。)に将来的にカフェを誘致し、「市民の憩いの場の創出」や「観光誘客」につなげ、公園の価値や魅力を向上させることを検討しています。

こうした検討を行うため、実証実験イベントにご協力いただける事業者や団体等に対して事業を実施するために要する費用を補助します。

2. 補助対象者

次のいずれかに該当する個人又は法人その他の団体(以下「事業者」という。)とします。

- (1)市内に本店又は支店を有する法人、市内に住所を有する個人事業者、市内に住所を有する一般社団法人等
- (2)市内に活動拠点を有するイベント団体、市民団体又は商店街組織
- (3)その他市長が必要と認める者

【事業者が次のいずれかに該当するときは、補助対象者としません。】

- (1)延岡市税(国民健康保険税を含む。)の滞納があるとき。
- (2)事業者又はその構成員が、延岡市暴力団排除条例(平成23年条例第22号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団関係者であるとき。
- (3)その他市長が不適当と認めるとき。

3. 補助事業

補助対象者が公園において実施する次の事業とします。

- (1)「市民の憩いの場の創出」や「観光誘客」につながる賑わい創出が見込める事業
- (2)「市民の憩いの場の創出」や「観光誘客」につながる仮店舗等(キッチンカーを含む。)の出店事業

【補助事業の例】

- | | |
|------------------|-----------------------|
| ○ 愛宕山で流しそうめん | ○ 夜の愛宕山で映画観賞会 |
| ○ 愛宕山で仮装トレイルラン | ○ 夜景と音楽・文化を楽しみながらの食事会 |
| ○ カフェを楽しみながら星座鑑賞 | など |

【次に掲げる事業は、補助事業としません。】

- (1) 政治的活動又は宗教的活動を目的とする事業
- (2) 公序良俗に反する事業
- (3) 国、県、市等による他の支援金の交付を受け、又は受ける予定となっている事業
- (4) 「市民の憩いの場」や「観光誘客」につながる賑わい創出が見込める事業であって、収益目的のために行うもの及び参加費等の徴収により収益が見込まれるもの

4. 補助対象経費

補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助事業に要する費用であって、次に掲げるものとします。ただし、補助金の交付の決定を受けた日以前に行った発注、契約等に係る経費は、補助対象経費としません。

(1) 広告費

- ① チラシ、ポスター等印刷費
- ② ホームページ作製費(補助事業の告知に関するものに限る。)
- ③ 新聞、ラジオ、テレビ等による広告費

(2) 会場費

- ① 会場の設営費
- ② 借上料
- ③ 警備費

ただし、2. 補助事業(2)「市民の憩いの場の創出」や「観光誘客」につながる仮店舗等の出店事業にあっては、公園で仮店舗等を出店するに当たって、従来の店舗等で提供している物販、サービス等の価格で出店するために必要な会場の設営費に限り、補助対象経費とします。

※申請する前に市と事業内容や経費等について協議してください。

(3) 公園又は市道の安全管理費

- ① 看板作製、設置等に係る費用
- ② まちなかから公園までのシャトルタクシー等の借上運行費用
- ③ 警備費
- ④ その他安全管理上必要と認める経費

※申請する前に市と安全対策や経費等について協議してください。

(4) 謝金(司会、タレント等の出演料、旅費及び宿泊費とする。)

(5) 人件費(補助事業の実施のため臨時的に雇用するアルバイト等の人件費に限る。)

(6) 景品費

(7) 消耗品費

(8) 保険料(実証実験イベント等の開催時に加入する保険料等に限る。)

(9) その他必要と認める経費

【次に該当する経費は、補助対象経費としません。】

(1) キッチンカーや仮店舗出店等に係る食材費、食事提供用のプラスチック容器等の消耗品費

(2) 延岡市都市公園条例(昭和43年条例第24号)第7条に掲げる行為の許可を受けて補助事業を行う補助対象者が市に納付する使用料

【使用料の例】 キッチンカーによる販売：4㎡につき 日額150円 など

※申請する前に市と事業内容や経費等について協議してください。

(3) その他市長が不相当と認める経費

5. 補助率及び補助上限額

【補助対象経費(1)、(2)、(4)～(9)に係るもの】

(1) 補助率：補助対象経費(消費税抜)の合計額の10分の9以内(千円未満切捨て)

(2) 補助上限額：50万円

【補助対象経費(3)に係るもの】

(1) 補助率：補助対象経費(消費税抜)の合計額(千円未満切捨て)

(2) 補助上限額：50万円

6. 事業期間

補助金の交付決定日から令和9年3月12日(金)まで

※補助金の交付の決定を受けた日以前に行った発注、契約、支払い等は補助対象外です。

7. 事前協議

補助金の交付の申請をする前に、あらかじめ市と実証実験イベントの内容、必要経費等について協議をする必要があります。

以下の問い合わせ先にお電話いただくか、市役所の窓口までお越しください。

【問い合わせ先】

〒882-8686 延岡市東本小路2-1 延岡市 都市建設部 都市計画課

電話 0982-22-7046 (本庁 4階)

8. 申請手続き

事前協議の後、以下の提出書類を郵送又は直接持参してください。

【提出書類】

(1) 補助金交付申請書

(2) 事業計画書

(3) 収支予算書

(4) 団体概要書(法人その他の団体に限る。)

(5) 団体の規約(団体の目的、構成員等が分かる書類)(法人その他の団体に限る。)

(6) 誓約書兼同意書

(7) その他市長が必要と認める書類

【提出期限】 令和8年8月 17 日(月)

【提出場所】 〒882-8686 延岡市東本小路2-1 延岡市 都市建設部 都市計画課

電話 0982-22-7046 (本庁 4階)

9. 補助対象事業の選定

次の選定基準に基づき審査を行います。総合点の60%を基準点とし、これ以上の得点の事業のうち、得点の高いものから順に当該年度の予算の範囲内で選定します。

【選定基準】 詳細は別紙①をご確認ください。

- ①「市民の憩いの場の創出」や「観光誘客」につながる事業となっているか？
- ② 実現可能な事業であるか？

【選定方法】

提出書類による書類審査に加えて、選定会議により審査を行います。

選定会議において、個別ヒアリングを行う予定です。個別ヒアリングの案内は、書類審査を経て合格した補助対象者に対して個別に日時案内を行います。

※個別ヒアリングに出席できない場合は、提出書類のみでの審査となる場合があります。

10. 審査・交付決定

選定会議の意見等を勘案し、交付決定を行います。

交付決定後、やむを得ず申請内容を変更する場合は、予め延岡市都市計画課にご相談ください。

※選定した事業は、補助対象者の会社名や事業の内容等を公表することがあります。

11. 事業報告、補助金の支払い

(1)事業報告

- ①補助事業実績報告書
- ②収支計算書
- ③事業報告書
- ④補助対象経費の領収書等
- ⑤写真等の補助事業の実施を証するもの
- ⑥補助金請求書

⑦通帳の写し

(2)事業報告の締切日

補助対象事業の完了日の翌日から起算して 20 日を経過する日又は令和 9 年 3 月 12 日のいずれか早い日

(3)補助金の支払い

補助金の支払いは、確定払により行います。なお、補助対象事業を確定払により実施することが困難である場合は、市と協議のうえ、概算払も可能とします。

12. 補助金交付決定の取消し

次のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消します。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 社会的信用を失する行為を行ったとき。
- (4) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (5) 補助金の請求時において、補助対象者又は補助事業に該当しないことが判明したとき。

補助金の交付の決定を取り消された場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を求めます。

13. スケジュール

- (1)募集期間（令和 8 年 7 月 16 日(木)～令和 8 年 8 月 17 日(月)）
- (2)選定会議（令和 8 年 8 月中に開催予定）
- (3)交付決定通知（令和 8 年 9 月中に通知予定）
- (4)補助対象者による事業の実施（交付決定日～令和 9 年 3 月 12 日(金)）
- (5)補助対象者による実績報告書等の提出（事業完了後 20 日以内又は令和 9 年 3 月 12 日(金)のいずれか早い日）
- (7)補助金額の確定
- (8)補助金の支払い

令和 8 年度 愛宕山笠沙の御碕公園実証実験イベント補助事業 選定基準

審査基準	審査項目	配点
「市民の憩いの場の創出」や「観光誘客」につながる事業となっているか？	①愛宕山笠沙の御碕公園ならではの实証実験イベントとなっているか？	30点
	②公園の価値や魅力が向上する賑わい創出につながる仕組みや創意工夫がなされているか？	20点
	③実証実験イベントが、「カフェ誘致」や「価値や魅力の向上」を今後、検討していくために必要な成果が得られるか？	20点
	小 計	70点
実現可能な事業であるか？	①事業の実施が可能な組織体制となっているか？	10点
	②事業収支が適正な事業となっているか？	10点
	③安全に事業の実施ができる計画となっているか？	10点
	小 計	30点
総 合 点		100点

総合点の60%を基準点とし、これ以上の得点の事業のうち、得点の高いものから順に予算の範囲内で選定します。

ただし、(1)「市民の憩いの場の創出」や「観光誘客」につながる賑わい創出が見込めるイベント事業と(2)「市民の憩いの場の創出」や「観光誘客」につながる仮店舗等の出店事業の二つの事業に補助することから、それぞれの事業から順に予算の範囲内で選定することとします。